

第9期(令和6~8年度)介護保険料

保険料段階	基準額に対する割合	対象者		年間保険料額	
第1段階	0.285	本人が 市民税 非課税	世帯に 市民税 課税者 がない	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 本人の公的年金等の収入金額とその他の合計 所得金額の合計が80万円以下	21,900円
第2段階	0.485			本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得 金額の合計が80万円超120万円以下	37,300円
第3段階	0.685			本人の公的年金等の収入金額とその他の合計 所得金額の合計が120万円超	52,700円
第4段階	0.875	本人が 市民税 課税者 がいる	世帯に 市民税 課税者 がいる	本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得 金額の合計が80万円以下	67,200円
第5段階 (基準額)	1.0			本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得 金額の合計が80万円超	76,800円
第6段階	1.15			本人の合計所得金額が120万円未満	88,300円
第7段階	1.225	本人が 市民税課税		本人の合計所得金額が120万円以上210万 円未満	94,100円
第8段階	1.45			本人の合計所得金額が210万円以上320万 円未満	111,400円
第9段階	1.6			本人の合計所得金額が320万円以上420万 円未満	122,900円
第10段階	1.8			本人の合計所得金額が420万円以上520万 円未満	138,200円
第11段階	2.0			本人の合計所得金額が520万円以上620万 円未満	153,600円
第12段階	2.2			本人の合計所得金額が620万円以上720万 円未満	169,000円
第13段階	2.4			本人の合計所得金額が720万円以上830万 円未満	184,300円
第14段階	2.5			本人の合計所得金額が830万円以上1,000 万円未満	192,000円
第15段階	2.6			本人の合計所得金額が1,000万円以上 1,200万円未満	199,700円
第16段階	2.7			本人の合計所得金額が1,200万円以上 1,500万円未満	207,400円
第17段階	2.8			本人の合計所得金額が1,500万円以上 2,000万円未満	215,000円
第18段階	2.9			本人の合計所得金額が2,000万円以上	222,700円

●合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定)

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。市民税の非課税基準に用いられます。

※株式等の譲渡損失などの繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額となります。

※平成30年度より租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した後の金額を保険料の算定に用います。

●その他の合計所得金額

合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額(公的年金等に係る雑所得)を除いた金額です。

※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を介護保険料の算定に用います。